

会報

宮崎県建設業協会機関誌 No. 407号

Monthly Association Construction Industry NEWS

2008

9

September



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

◇平成20年9月行事予定	1
◇平成20年10月上旬行事予定	2
◇県協会HP・会員専用サイト登載項目案内（8月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇県 協 会	
1. 我慢の限界！建設関連産業団体が集結し、「宮崎県建設関連産業危機突破総決起大会」を実施！	3
2. 第5回常務理事会を開催	5
3. 公共事業労務費調査（平成20年10月調査）の実施について	6
4. 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について	8
5. 下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を 参考資料として取り扱う際の留意事項について	11
◇雇用改善コーナー	
1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内	12
2. 建設教育訓練助成金のご案内	14
3. 建設業に働く若者からのメッセージ	16
◇技 士 会	
1. 平成20年度1級土木施工管理技術検定「学科試験」の合格発表	18
2. 平成20年度土木施工管理技術検定試験 2級「実力テスト」受験準備講習会のご案内	19
3. C P D S（継続学習）制度について!!	19
4. 2回目の『監理技術者の講習会』終わる	20
◇建 退 共	
1. 「建退共Q & A事例集」について	21
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）	22
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（7月分）	22
◇建 災 防	
1. 第45回全国建設業労働災害防止大会について	23
2. 局地的な大雨等による河川・下水道管内等作業 における労働災害防止について	24
◇火薬協会	
1. 火薬類消費場所巡回指導員の委嘱について	25
2. 火薬類関連事業者に対する台風期における防災態勢強化について	26
3. 今年の講習会の日程	26
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（7月分）	27
◇試験・研修等のご案内	
1. 平成20年度建設業経理検定試験のご案内	28
2. 建設工事に伴う交通労働災害等事故防止 並びに建設副産物対策講習会開催について	32
◇建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 建設共済加入促進月間開催間近!!	33

平成20年9月行事予定表

日	曜	主催者	開催場所	内容
1	月	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会		基金事務担当者説明会（日向）
2	火	宮崎県建設関連産業危機突破総決起大会（宮崎河川敷）		
3	水			企業年金連合会九州地方協議会宮崎部会役職員研修会（宮崎）
4	木	宮崎県建設業協会建築委員会（宮崎）		建築物の鉄骨組立て等作業主任者技能講習（5日まで木花） 基金事務担当者説明会（高千穂）
5	金	宮崎県建設業協会青年部連合会串間大会（串間市） 2級土木実力テスト（6日まで宮崎）		基金事務担当者説明会（延岡）
6	土			
7	日	宮崎県建設業協会1・2級建設業経理検定上期試験（宮崎大学）		
8	月			
9	火			
10	水			
11	木	九州建設業協会専務・事務局長会議（佐賀）		車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（13日まで清武）
12	金	1級土木（実地）試験受験準備講習会（13日まで宮崎）		
13	土			
14	日			
15	月	敬老の日		敬老の日
16	火	宮崎県建設業協会常務理事会		基金平成20年度第2回代議員会
17	水			基金納入告知書発送
18	木	全国建設業協会評議員会（東京）		
19	金	宮崎県建設業協会第4回リーダー育成研修会（宮崎）		
20	土			
21	日			高所作業車運転技能講習（22日まで南九大）
22	月			
23	火	秋分の日		秋分の日
24	水	建設業経理事務士3級特別研修（26日まで宮崎）		
25	木	九州建設業協会第1回労務対策委員会（長崎）		
26	金			不整地運搬車運転技能講習（28日まで清武） 企業年金連合会 資産運用説明会（東京）
27	土			
28	日			
29	月	九州建設業協会会長・専務理事・事務局長会議（福岡）		
30	火	宮崎県建設業協会土木委員会		建災防優良職長推薦委員会（宮崎）
				火薬保安講習（高千穂）

平成20年10月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	水			
2	木	全国建設産業団体連合会会长会議 (秋田)		
3	金		小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（4日まで清武）	
4	土			
5	日	1級土木実地試験（福岡）		
6	月			
7	火			
8	水			
9	木		全国建設業労働災害防止大会 (10日まで福岡)	
10	金	宮崎県建設業協会建設産業経営基盤強化支援事業第2回審査委員会 (宮崎)		

県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内（8月分）

【ホームページ】

項 目		所 管	形 式
1	「平成20年度宮崎県木造住宅耐震診断士養成講習会」の開催案内	宮 崎 県	HTML
2	住宅・建築関係事業者技術力向上支援講習会の開催案内	県建築連絡協議会	HTML
3	第40回（社）砂防学会シンポジウムのご案内	（社）砂 防 学 会	P D F

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き

(8月1日～31日)

【代表者、組織、所在地等】

地区(市)名	会社名	変更事項	変更前	変更後
宮 崎	旭 洋 建 設 株	代表者	児玉盛次	児玉清和
都 城	高崎総合開発株	所在地	〒889-4505 都城市高崎町大牟田1267番地1	〒889-4505 都城市高崎町大牟田1245番地11
	株 横 原 建 設		横原岩男	横原隆二
日 向	有 綾 建 設	代表者	綾二男	綾健一

【退会】

地区(市)名	会社名	代表者名
日 南	有 中 藤 興 業	中 村 藤 男
高 鍋	株 日 向 野 組	日向野 和 男
日 向	東 九 建 設 株	染 矢 美 敏

県協会

1. 我慢の限界！建設関連産業団体が集結し、「宮崎県建設関連産業危機突破総決起大会」を実施！

宮崎県建設関連産業危機突破総決起大会実行委員会（宮崎県建設産業団体連合会 正会員20団体による構成委員会）は、去る9月2日（火）、宮崎市役所下河川敷イベント広場において、「宮崎県建設関連産業危機突破総決起大会」を開催し、会場には、一般県民を含め県内各地より約3,500名が参集し、業界のこの厳しい現状を広く県民に理解を求め、地域経済の疲弊を一刻も早く打開していただくよう、行政に対して強くアピールした。また、この大会には、賛同していただいた団体（19団体）からの参加もあり、全国初の大規模な大会となった。

大会は2部に分けて開催され、まず、第一部として、総決起大会が行われた。開会に先駆け、永野征四郎実行委員会委員長（宮崎県建設産業団体連合会会長、県建設業協会会長）より「本県では入札制度改革が次々と実行され、特に一般競争入札の急激な拡大が当初から価格競争を煽る結果となっており、落札率が東国原県知事就任以前と比較して約10%下落し、企業が収益を上げられず、経営計画の見通しも立てられない状況にある。また、本県の建設関連産業界は、地域経済や雇用を支え、災害時には地域住民の安全・安心を守るという大きな使命と責務を果たしてきた自負があり、今の現状が更に続くとなれば、その役割は誰が担うのか？行政だけでできるのか？」と一般の県民に理解を求め、行政に対して強く訴えた。

また、来賓として、坂口県議会議長はじめ県議会議員24名、江藤氏及び外山氏の国会議員2名（福田総理辞任により中山、古川先生が当日欠席）が出席され、来賓代表挨拶として、坂口県議会議長より挨拶を賜り、「入札制度改革が進められる一方、品質確保強化対策事業という新たな財政出動が生じている。その効果はまだ疑問で、矛盾を感じる」と指摘された。

次に、蒼森照之宮崎県建設産業団体連合会副会長が県政に対する決議文を、同じく、福島俊宮崎県建設産業団体連合会副会長が国政に対する決議文を朗読し、東国原県知事及び坂口県議会議長に手渡した。

最後に、宮崎県建設業協会青年部連合会の児玉清和部長が、「我々、建設関連産業団体が一致団結して、行政にスピーディな対応を求め、この危機的状況から一刻も早く突破に向かおう」と声高々と頑張ろう三唱を行い、第一部の大会を締めくくった。

次に、第二部として県庁正門前まで大規模な「アピール行進」を行い、『地域の振興・発展に寄与する建設業界』、『建設業者も一県民！節度ある入札制度改革を！』、『早急の見直しを！入札制度改革』等の、参加者のそれぞれの思いを込めた横断幕、のぼりを掲げ、行政の今後の対応に期待を馳せつつ、広くアピールした。



永野実行委員長挨拶



坂口県議会議長挨拶



決議文朗読（県政）
(蒼森建産連副会長)



決議文朗読（国政）
(福島建産連副会長)



頑張ろう三唱
(児玉青年部連合会部長)

決 議 文

我が国の経済は、原油や原材料価格の高騰が個人消費を弱め、中小企業などの収益を圧迫し、景気の減速感が強まっている。

また、平成20年度の国土交通省の公共事業関係予算は、対前年度比3.1%減、本県の投資的経費も同4.4%減と、国・県とも7年連続で公共投資が大幅に削減され、更に平成21年度の公共事業関係費も、先に閣議了解された概算要求基準（シーリング）では対前年度当初予算比3%の削減をした上で、重点政策課題推進枠へ2%相当額を拠出することが決定されている。

このような現況下にあって、本県では急な入札制度改革が次々と実施に移されたため、改革当初から価格競争を煽る結果となり、今なお最低制限価格ラインでの応札が激化し、建設産業界を取り巻く環境は、依然として激しく先の見えない状況にある。

我々建設産業団体連合会は、この様変わりした入札制度改革の影響で、業界全体の疲弊が深刻化し経営破綻が相次ぐ中で、生き残りを賭けて、力の限り企業経営に勤しんでいる。しかし、今や崖っぷちに立たされ、もう一步も引けないところまで追いつめられている。

もとより、建設産業界は、地域経済や地方の雇用を支える基幹産業として多大な貢献をなし、災害時には県民の生命財産を守るという大きな使命と責務を担っている。今後このままの状態が続けば、地域での雇用や住民の安全・安心の確保も危ぶまれ、地域の振興・発展に寄与してきた建設産業界の役割は崩壊しかねないと危惧している。

我々は、もはや我慢の限界に達した。行政当局は、この苦境にあえぐ建設産業界の現状を直視し、地域経済・地域企業の疲弊を一刻も早く打開する道筋を立てられるよう、全会員団体の総意に基づき、次の事項について要望する。

県政に対する要望

- 一、現下の不況を打破すべく景気対策として、平成20年度補正予算を国へ強力に要望すること。
- 一、道路特定財源の一般財源化に伴い、従来以上の道路事業費を「地方枠」として確保すること。
- 一、最低制限価格を90%以上に引き上げること。
- 一、総合評価落札方式の見直しとともに、予定価格を事後公表すること。
- 一、予定価格二千万円未満の一般土木等工事は指名競争入札とし、測量設計等委託業務については現行の指名競争入札を継続すること。
- 一、地域に密着し貢献度の高い地元企業が受注しやすい環境を整備すること。

国政に対する要望

- 一、現下の不況を打破し地方が活性化するよう、国策により、緊急に平成20年度補正予算を編成すること。
- 一、道路特定財源の一般財源化に伴い、従来以上の道路事業費を「地方枠」として確保すること。
- 一、地方への総合評価落札方式の全面導入と予定価格の事後公表を徹底すること。
- 一、道路特定財源関連の税収五兆四千億円の一般財源化に伴い、現下の揮発油税等を一兆円程度減税し、国民の負担を軽減すること。

平成20年9月2日

宮崎県建設関連産業危機突破総決起大会実行委員会
宮崎県建設産業団体連合会
会長 永野 征四郎



総決起大会①



総決起大会②



アピール行進①



アピール行進②

宮崎県建設関連産業危機突破総決起大会	
実行委員会構成団体	賛同団体
(社) 宮崎県建設業協会	(社) 宮崎県産業廃棄物協会
(社) 宮崎県建築業協会	宮崎県左官業組合連合会
宮崎県電業協会	宮崎県鉄筋業組合
宮崎県管工事協同組合連合会	宮崎県型枠工事業協会
宮崎県板金工業組合	(社) 宮崎県警備業協会
(社) 日本塗装工業会宮崎県支部	宮崎安全施設事業協同組合
(社) 宮崎県造園緑地協会	佐土原建設協議会
(社) 宮崎県法面保護協会	宮崎県社交飲食業生活衛生同業組合
(社) 宮崎県建築士事務所協会	宮崎県理容生活衛生同業組合
(社) 宮崎県測量設計業協会	宮崎県美容業生活衛生同業組合
(社) 宮崎県地質調査業協会	宮崎県クリーニング生活衛生同業組合
宮崎県生コンクリート工業組合	宮崎県公衆浴場業生活衛生同業組合
宮崎県土木コンクリートブロック協会	生活衛生同業組合宮崎県興業協会
宮崎県コンクリート製品協同組合	宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合
宮崎県骨材協同組合連合会	宮崎県すし商生活衛生同業組合
宮崎県碎石事業協同組合連合会	宮崎県飲食業生活衛生同業組合
宮崎県土木建築資材販売連絡協議会	宮崎県料理業生活衛生同業組合
宮崎県舗装協会	宮崎県食肉生活衛生同業組合
宮崎県建設機械器具リース業協会	宮崎県食鳥肉販売業生活衛生同業組合
(社) 日本補償コンサルタント協会九州支部宮崎県部会	

2. 第5回常務理事会を開催

第5回常務理事会が平成20年8月19日（火）午後1時30分より、県建設会館2階「委員会室」において開催された。

議題については、

- 議題1 国交省九州地方整備局との意見交換会について
- 議題2 東国原英夫後援会主催「講演会並びにパーティー」について
- 議題3 宮崎県建設関連産業危機突破総決起大会開催について
- 議題4 次回常務理事会開催日時について
- 議題5 その他

であり、主な審議内容については、以下のとおりである。

「宮崎県建設関連産業危機突破総決起大会の開催について」は、8月19日午前中に建設産業団体連合会の第2回実行委員会を開催したところであり、すそ野の広い建産連主催で開催することになり、建設業協会としても、1,000名動員予定の2割り増し1,200名で動員することについて協議したところ、各地区協会でバスチャーターして参加することに決定した。また、当日は、県知事及び県議会議長の出席が決定し、県選出国會議員全員、県議会議員全員にも案内状を送付することに決定した。

「次回常務理事会開催日時について」は、県建設業厚生年金基金代議員会が9月16日開催されるので、その日に合わせて9月16日（火）午後1時開会と決定した。

「その他」については、常置委員会の川上土木委員長から、8月4日開催された九州建設業協会土木委員会の報告がなされ、桑原建築委員長から、8月5日開催された九州建設業協会建築委員会の報告がなされた。

3. 公共事業労務費調査（平成20年10月調査）の実施について

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)
国土交通省総合政策局建設市場整備課長

農林水産省及び国土交通省が実施する公共事業労務費調査につきましては、毎回御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、年度当初から適用する公共工事設計労務単価を決定するために毎年10月に実施しており、従来より関係各位のご協力のもと厳正に実施しているところであります。

今年度においても標記調査を下記のとおり実施いたしますので、貴職におかれましても、調査の精度、透明性を更に高めるよう、下記の事項についてご理解とご協力をいただきますとともに、貴団体の各会員に対しても周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 平成20年10月調査における改善事項等

今回の調査では、次の事項の改善を行いますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

(1) 資格審査の厳格化

- ・ 資格の有無を厳格に審査し、不良標本の混入を防ぐべきとの要望が寄せられたため、これまでの潜水工、交通誘導員に加え、資格の保有を義務付けている電工、運転手（特殊）、運転手（一般）についても免許証等の写しの提示をうけることとします。

(2) 請負契約による労働者（いわゆる一人親方）に関する説明追加

- ・ 請負契約による労働者の実態を調査すべきとの要望が寄せられたため、労働者の賃金と経費の分離を確認するための資料等について説明を追加します。

(3) 棄却の恐れがある標本を提出した事業主への通知

- ・ 棄却標本の改善に向け、自らが提出した標本が棄却になる恐れがあるのか知らせて欲しいとの要望が寄せられたため、書類等の不備状況について、主な理由に該当する標本を提出した事業主に対し、いずれに該当するのかを通知します。

(4) 補足調査の実施

各種分析を実施するため、以下の補足調査を実施します。

- ① 資格取得状況
- ② 職種の兼務状況
- ③ 就業地域の状況
- ④ その他収入の状況
- ⑤ 職階の状況

(5) 有効回答の向上対策等

調査の手引き、調査票様式及び賃金台帳や就業規則等の整備のための資料等の配布方法については、引き続きインターネットによる入手もできることとします。

2. 説明会及び会場調査の実施等

(1) 調査の精度を確保するためには、調査対象となられた方々に、調査の趣旨・内容について正しく理解していただくことが必要ですので、以下の点に留意願います。

- ・ 調査の対象となつた工事の元請の方は、調査対象となる下請の方への連絡を可能な限り早い時期にお願いします。
- ・ 会場調査に先立ち行われる説明会には、下請の方についても出席していただくようお願いします。また、元請の方は下請の方への連絡・指導をお願いします。
- ・ 説明会までに、元請の方は下請の方に対して調査の手引きの配布又はインターネットを通じた入手方法の周知をお願いします。予め、調査の手引きにて調査内容を確認の上、説明会に出席していただくようお願いします。
- ・ 個人情報保護法が施行されていますので、適切な対応をしていただくようお願いします。

(説明会において、個人情報保護法の対応について参考情報の提供をさせていただきます。)

- (2) 会場調査においては、調査結果が正確に実態を反映したものとなるよう、調査対象者個々の作業内容及び調査票記入金額の根拠（賃金の決定方法等）についてヒアリングさせていただきますので、調査実施者に対して正確に実態を伝えていただくようご協力を願いします。

(参考)

過去、国会において、虚偽の賃金台帳作成の指示等について指摘がなされ、事実関係を調査の上、こうした不誠実な行為を行った業者に対し、行政指導（勧告）、処分（指名停止）を実施したことがあります。

別添－1

平成20年度調査における改善点（資格審査の厳格化）について

国土交通省総合政策局建設市場整備課

貴団体におかれましては、公共事業労務費調査についてご協力を頂き、御礼申し上げます。

今年度の調査におけるいくつかの改善点については、通知本文に記載したとおりですが、特に「資格審査の厳格化」の項目についてはご留意頂きたく、関係する団体や企業等への周知につき、特段のご協力を願いします。

「資格審査の厳格化」について

潜水工、交通誘導員については、従前より保有資格・免許の写しを調査会場に持参いただいておりましたが、以下の3職種についても、新たに免許証等の写しの提示をいただくことになりました。

電工、運転手（特殊）、運転手（一般）の方は、下表のそれぞれの職種のいずれかの資格・免許等の写しを調査会場にお持ち下さい。提示をいただけない場合、有効な資料として活用できない場合があります。

新たに加えた職種	資 格 ・ 免 許 等
○ 電 工	第一種電気工事士
	第二種電気工事士
	認定電気工事従事者
	特種電気工事資格者
○ 運転手（特殊）	大型特殊免許
	労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格若しくは技能講習の終了
○ 運転手（一般）	大型運転免許
	普通運転免許

※ なお、潜水工、交通誘導員の方についても、引き続き保有資格・免許の写しを持参いただきますようお願い致します。

4. 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

国土交通省 大臣官房
建設流通政策審議官

標記については、従来から元請業者に対する指導方お願いしているところであるが、建設投資の低迷や鋼材類及び原油価格の高騰等、厳しい経営環境が続く中、資金需要の増大が予想される夏期を控え、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請業者に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

国土交通省においては、平成3年2月5日に策定した「建設産業における生産システム合理化指針」(以下「指針」という。)に基づき、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等について指導を行うとともに、下請取引に係る調査の結果等に基づき、法令違反のおそれがある建設業者に対して立入検査を行い、見積りや契約の方法、支払期日、手形払と現金払の比率、手形期間等、元請下請関係の改善指導を行ってきたところである。しかしながら、依然として元請下請間において見積条件の不明確さ、書面による契約の締結前の工事着手、不当に低い請負代金による契約の締結の要求、指値発注による不適切な下請取引、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、下請業者の負担による追加工事等の片務性が存在すると指摘されているところである。

また、国土交通省では、平成19年6月29日に取りまとめられた「建設産業政策2007～大転換期の構造改革～」等を踏まえ、「建設業法令遵守推進本部」の設置による体制の強化、建設業法令遵守のための情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設業者が守るべき下請取引上のルールとして策定した「建設業法令遵守ガイドライン－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」(以下「ガイドライン」という。)等、元請下請関係の適正化のより一層の推進に努めているところである。

さらに、国土交通省では、昨今の鋼材類及び燃料油が高騰している状況にかんがみ、国土交通省発注の工事に関して、工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の規定にもとづく請負代金の見直しを円滑に行うことができるよう、本条項の当面の運用ルールを定めたところである。また、併せて各地方公共団体に対しても、国土交通省の対応を参考とした工事請負契約書の単品スライド条項を的確に運用するよう、通知しているところである。

また、工事の施工に伴う公衆災害や労働災害を防止することはもとより、国民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設工事を適正に実施することは建設業者の基本的責務であり、従来からその徹底に努めてきたところである。しかしながら、近年、不十分な施工管理に起因する大規模な構造物における不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられることは極めて遺憾なことであり、施工管理のより一層の徹底が求められているところである。

以上を踏まえ、貴会傘下建設業者に対し、関係法令や指針及びガイドライン等を遵守するほか、下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び適切な代金の支払い等元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底に努められるよう、会議や講習会の開催などにより現場事務所に至るまで指導されたい。

記

1. 見積り及び契約について

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。特に、工事現場における工程管理や品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう必要な経費に十分留意とともに、賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、昨今の鋼材類及び原油価格の高騰に伴い、材料価格・燃料価格が高水準で推移している状況にあることから、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。

併せて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う際の留意事項について別途通知したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

なお、工事見積条件の明確化については、建設生産システム合理化推進協議会において「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の内容の普及促進について申合せがなされているので、当該申合せの主旨の周知徹底を図り、契約の適正化に努めること。

建設工事の契約の締結については、建設業法第19条に基づき、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により、適正な工期、工程及び価格の設定を含む契約を建設工事着工前までに締結すること。特に、建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

また、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金を変更する必要があるときは、双方の協議等の適正な手順により、変更工事の着工前に書面による契約をもってこれを変更すること。

特に、元請負人が自らの予算額のみを基準として、下請負人と協議を行うことなく、一方的に下請代金の額を決定し、その額で下請契約を締結する行為や、下請負人との合意はあるものの、差し引く根拠が不明確な費用を下請代金から差し引く行為又は実際に要した費用より過大な費用を下請代金から差し引く行為は建設業法上違反となるおそれがあることから、これらの費用を一方的に下請負人から徴収することのないよう徹底すること。

なお、国土交通省では、鋼材類及び燃料油が高騰している状況にかんがみ、国土交通省発注の工事に関して、工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の規定の運用について定めたところである。また、併せて各地方公共団体に対しても、国土交通省の対応を参考とした工事請負契約書の単品スライド条項を的確に運用するよう、通知しているところである。本通知の主旨を踏まえ、適切に運用するとともに、貴会傘下建設業者が注文者となっている下請負契約の代金の変更及び代金の変更に伴う下請代金の支払を適切に行うこと。

2. 検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

3. 下請代金の支払について

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。特に、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金の支払を行うように留意すること。また、下請代金の支払は、できる限り現金払することとし、現金払と手形払を併用する場合には、少なくとも労務費相当分を充たすように支払条件を設定し、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。

下請代金の支払保留については、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが終了した後に、正当な理由なく長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことがないように留意すること。

手形期間については、120日以内で、できる限り短い期間とすること。特定建設業者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。

4. 下請負人への配慮等について

中小企業をめぐる昨今の厳しい経営環境や、工事現場における適切な施工管理の必要性にかんがみ、元請負人は下請契約の締結に際し、必要な諸経費を適切に考慮するとともに、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。

また、元請負人は、下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

特に、公共工事や一定の民間工事については、「下請セーフティネット債務保証事業」による資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。なお、平成19年7月より「下請セーフティネット債務保証事業」における債務保証対象に、下請負人が保有する工事請負代金債権を買い取るファクタリング事業者を追加する措置を講じることとしたので、当該事業において下請負人が債権譲渡承諾について依頼してきた場合は、その承諾について配慮すること。

特定建設業者は、建設業法第24条の6並びに第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

5. 施工管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること及び施工体系図を公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられているので、遵守するよう徹底を図ること。また、平成16年12月28日に通知した「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」においても現場の施工体制の確認のさらなる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

6. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、上記1から5までの事項に準じた配慮をすること。

5. 下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う際の留意事項について

国土交通省 総合政策局 建設市場整備課長

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（平成20年8月1日付け国総入企第5号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設業者に対し指導の徹底をお願いしているところである。

ところで、公共工事設計労務単価は、そもそも、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではなく、また、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）、一般管理費（企業の運営費用）等の諸経費は含まれていないものである。

したがって、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱うに際しては、個々の契約を拘束するものでないこと、諸経費分は含まれていないことなどの上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、例えば、交通誘導業務について契約を締結する場合には、交通誘導員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する等、適切な取扱いが図られるよう、併せて、貴会傘下建設業者に対する周知徹底をお願いしたい。

雇用改善コーナー

1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金を利用して働きやすい職場づくりをしませんか？

雇用改善実施計画を作成し、次の事

1 雇用管理責任者等の選任・配置等

※雇用管理研修等は必ず実施又は受講してください。

例えば

- 雇用管理研修や職長研修を受講させる場合
- 各専門工事業団体が実施する「基幹技能者認定講習」を受講させる場合 などに賃金の一部が支給されます。
(支給額…雇用管理研修等の受講ごとに、賃金上限5000円／1人1日（6日分を限度）)

2 建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組

例えば

- 求人情報誌等へ求人広告を掲載する場合(求人募集と併せて建設業の魅力をアピールするもの)
- 就職説明会を開催、又は就職説明会へ参加する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

3 高年齢労働者・女性建設労働者の活躍を促進する取組

例えば

- 高年齢労働者等に配慮した待遇制度（継続雇用制度等）や、労働環境の整備をするために検討・調査をする場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

4 魅力ある職場づくりのための取組

例えば

- 工事現場で作業員宿舎を賃借する場合
- 工事現場で食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所、シャワー室を賃借する場合
- 賃金体系・退職金制度の整備をするために検討・調査する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

建設事業主雇用改善推進助成金は、中小建設事業主のみなさまの雇用改善の取組を支援するために平成20年度に新設されました。

雇用管理の課題をご検討されたうえで、下記の助成対象項目を盛り込んだ年間計画を作成し、独立行政法人雇用・能力開発機構の認定を受けていただき、その計画に沿って雇用改善の取組を行った場合、助成金が支給されます（1事業年度につき200万円の支給限度額があります）。

業を実施（計画の変更は隨時可能）

5 期間雇用労働者の雇用改善

例えば

- 1ヶ月以上1年未満の期間を定めて雇用される建設労働者の健康診断を実施する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（50万円を限度）)

6 社会保険労務士等の利用

例えば

- 上記1～5の取組のために社会保険労務士等のコンサルティングを受ける場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（50万円を限度）)

建設事業主雇用改善推進助成金の活用事例

A社は、管工事業を営む中小建設事業主であるが、会社内の年齢構成が偏っていることから若年技術者の採用のための企業案内を作成するとともに職場環境を整備するため工事現場にシャワー室を設置したいと考えていた。そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ、建設事業主雇用改善推進助成金を利用できることが分かり、併せて、雇用管理責任者の重要性を知り、雇用管理研修も受講することにした。

雇用改善実施計画を作成し、センターへ認定申請を行い、実施時期に応じて（四半期毎）支給請求した結果、年間で当該事業にかかった費用710,000円のうち355,000円の助成を受けることができた。

※事業の内容によって助成金を受けられない場合があります。

(今回の事例の内訳)	
【A社負担額】	【助成額】
企業案内の作成経費 300,000円…①	300,000円×1/2=150,000円…④
シャワー室の設置経費	
65,000円（※イ）×6ヶ月=390,000円…② (※イ)=1ヶ月当たりの賃借料	390,000円×1/2=195,000円…⑤
雇用管理研修の受講経費	
10,000円（※ロ）×1日間×2名=20,000円…③ (※ロ)=受講者（雇用保険の被保険者）の通常の賃金日額	10,000円（※ハ）×0.8=8,000円 8,000円>5,000円（※ニ）のため 5,000円（※ニ）×1日間×2名=10,000円…⑥ (※ハ)=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 (※ニ)=賃金日額の支給限度額
合 計	
実施経費 710,000円 (①+②+③)	助成額 355,000円 (④+⑤+⑥)

機構の取り扱う助成金についてインターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

－ お問い合わせ －

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

2. 建設教育訓練助成金のご案内

助成金を利用して建設労働者の技能向上を図りませんか？

例えば、従業員に下表の労働安全衛生法に定められた技能講習・教習を登録教習機関に委託して受けさせた場合

技能講習	教 習
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	
床上操作式クレーン（5t以上）運転技能講習	クレーン運転実技教習
小型移動式クレーン（1t以上5t未満）運転技能講習	
ガス溶接技能講習	
車両系建設機械 （整地・運搬 ・積込用 及び掘削用）運転技能講習	
車両系建設機械（解体用）運転技能講習	移動式クレーン運転実技教習
車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	
不整地運搬車（1t以上）運転技能講習	
高所作業車（10m以上）運転技能講習	
玉掛け技能講習	

経費及び賃金の一部を雇用・能力開発機構が助成します。

機構の取り扱う助成金について
インターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

建設教育訓練助成金（第2種、第4種技能実習）の活用事例

A社は、土木工事業を営む雇用保険料率1000分の18を負担する中小建設事業主であるが、従業員の能力開発のため、講習経費を負担したり、出勤扱いで講習を受けさせる等、資格取得に力を入れている。今回、5名の従業員に「車両系建設機械運転技能講習」の修了を目標に、登録教習機関で6日間の講習を受講させることにした。

そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ建設教育訓練助成金（第2種、4種技能実習）を利用できることが分かった。

受講後（2ヶ月以内）に支給請求した結果、当該講習にかかった費用800,000円のうち500,000円の助成を受けることができた。

（今回の事例の内訳）

【A社負担額】	【助成額】
第2種（経費助成）	
100,000円（※イ）×5名=500,000円…① （※イ）=1人当たりの受講料100,000円	500,000円×70%=350,000円…③
第4種（賃金助成）	
9,000円（※ロ）×6日間×2名=108,000円 10,000円（※ロ）×6日間×1名= 60,000円 11,000円（※ロ）×6日間×2名=132,000円 合計300,000円…② （※ロ）=受講者（雇用保険の被保険者）の通常の賃金日額	10,000円（※ハ）×0.8=8,000円 8,000円>5,000円（※ニ）のため 5,000円（※ニ）×6日間×5名=150,000円…④ （※ハ）=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 （※ニ）=賃金日額の支給限度額
合 計	
実施経費 800,000円（①+②）	助成額 500,000円（③+④）

※建設教育訓練助成金（第2種、第4種）の助成を受けるには、「雇用保険料率が18/1000であること」「受講者が雇用保険被保険者であること」「会社が費用を負担していること」等、一定の条件を満たす必要があります。

また、講習の種別や時間数等により助成金が受けられない場合もあります。

※平成20年度から建設教育訓練助成金の一部を拡充しました。

【建設教育訓練助成金（第2種技能実習）の主な改正ポイント】

- (1) 機構が別に指定する労働安全衛生法に定められた技能講習・教習及び危険再認識教育について
 - 受講開始2週間前までに行う認定申請の手続きを廃止しました。
- (2) 事業主自らが行う技能実習（特別教育、有資格者に対する再訓練、技能検定の事前講習等）について
 - 登録教習機関に委託して実施する場合も助成対象としました。なお、受講開始2週間前までに認定申請の手続きが必要です。
 - 指導員謝金が1人1時間当たり10,000円の指導員に（社）全国技能士会連合会長が認定した「全技連マイスター」を加えました。
- (3) その他
 - 実習実施日の間隔の要件を7日以内から1ヶ月以内に延長しました。ただし、一の技能実習について最長でも6ヶ月以内に修了しなければなりません。
 - 支給請求の期限を受講後1ヶ月以内から2ヶ月以内に延長しました。

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

建設業に働く若者からのメッセージ

● (社) 全国建設産業団体連合会会長賞 優秀作



また…。

秋田県 石塚 幸代 (27歳)

(石塚電気 電気工事士)

私の朝は、父とのTBMで始まります。いや、正確に言うとBFM（朝食ミーティング）です。電気工事業を営んでいる私達家族にとって、朝食の時間は貴重なミーティングの時間でもあるのです。現場の施工状況・搬入部材の確認・他業者との打ち合わせ内容など、お互いの行動・言動を把握する事が出来るのは、朝食時であり家族ならではの特典だと思います。

私が初めて現場監督を任せられたのは、半年前のことでした。建設課の担当者と挨拶を交わし、施工内容を確認していた時の事です。現場監督の欄に記載された、私の名前を目にした担当者は「すみません。現場監督をなさるのですか？」と、少々不安げに尋ねて来ました。必要な資格は所持していましたし、現場監督をするにあたって何ら問題は無かったと思いますが、唯一、他の現場監督と違う部分、それは性別です。毎回、どんな現場に行っても不信な顔をされるので、この程度の質問には慣れっこでしたが、笑顔で「はい。私が現場監督です。」そう答えた私に、担当者も笑顔で「宜しくお願ひします。頑張って下さい。」と言ってくれたのを覚えています。

“女性と言う立場で、女性にしかない感覚で頑張って行こう”私が電気工事士を目指した時の心構えです。体力的・技術的には男性より劣っているのは否めませんし、男性の職場として黙認されてきた建設業界に飛び込んだのですから、それなりの覚悟もありました。だからこそ、男性では見落としがちな所を女性という立場からサポートしていこうと。

現場監督をするにあたって、一番大変だったのは、下請業者との打ち合わせです。相手は私の父と同じような年齢で、生粋の職人気質の方でした。女性の雇用状況は昔に比べ、男性だけの職場にも女性が進出し雇用環境が、かなり変化しています。その変化をほとんどの人は受け入れるのですが、まれに受け入れる事が出来ない方もいらっしゃるのです。『女性=頼りにならない』ハナツからそんな考えの方は一筋縄ではいきません。初めは挨拶もしてくれず、ろくに返事もしてもらえませんでした。私の指示で動いてもらう訳ですから、細かく作業内容を説明しても真剣に話を聞いてくれているのか？作業内容はきちんと理解してくれたのか？また一つ

明るい職場 誇れる仕事 建設雇用改善

大きな悩みが増えました。自分より経験も技術も上回っている職人を小娘が指示をする。私は言葉の使い方から勉強です。低姿勢で行けば、円満に事を済ませる事は可能でしょう。しかし、現場監督としての威厳が無くなりますし、相手もまた職人としてのプライドがあります。こうなるとどちらが監督なのか分からぬ状況になってしまい、作業に支障を来してしまいます。私はふっと、父の行動を考えていました。父は目上の人とどんな付き合い方をしているんだろう？円滑に仕事をこなせているのは何故だろう？父の行動・言動を観察していると、ある事に気付きました。父は自分が率先して動くタイプなのです。壁にぶつかっていた私に父は「自分で認めて貰いなさい。」ある日のB FM中、そう言つた事を思い出し、自分で認めさせるということは口で指示を出すのではなく態度で指示を出そう！！自分が、動かなければ！！と、思うようになりました。養生シートを敷く時も、今までには「ここはお客様が寝泊まりする場所なので二重にシートを敷いて下さい。」と言葉だけの指示でしたが、私も一緒にシートを敷きました。私が二重に敷くと、みんなも同じように二重に敷いてくれました。

職人の皆さんのが働きやすい環境を提供するのも現場監督の仕事だと考え、現場内を徘徊し、汚れている場所があったら即座に掃除することも心掛けています。こまめに動き回り、汗だくなっている私を見た彼らが「今日はお疲れ。明日も頑張ろうや。」と言ってくれるようになり

ました。いつもは私から「お疲れ様でした。明日も宜しくお願ひします。」と言っていたのに。少しずつ現場に変化が表れたのでした。

その後の現場は、仕事中はキビキビと、一服中は穏やかに時間が流れました。無事、現場も竣工検査を終え、担当の方に「お疲れ様でした。また仕事をする機会があると思うので、その時も頑張って下さいね。」と言われた時は、自分の中で安堵感と達成感が溢れました。職人のみなさんからも「頑張ったな。また宜しくな。」と言われた時、きっと私は満面の笑みを浮かべていたと思います。私にとって「また…」と言う言葉は、何より嬉しい言葉でした。私に嫌気が差し、もう一緒に仕事をしたくない。そう思われていたら、きっとこの「また…」は出てこないと思ったからです。

人生初の現場監督。決して大きな現場では無かったけど、得たものはとても大きく、そして私を成長させてくれました。女性だから…。キツイ仕事だから…。そんな先入観に囚われず、自分がやりたいと思った仕事をして、こんなに多くを学ぶことができた私は、本当に幸せだとつくづく感じています。

技 士 会

1. 平成20年度 1級土木施工管理技術検定「学科試験」の合格発表

去る、平成20年7月6日（日）に1級土木施工管理技術検定「学科試験」が行われました。

その、実施結果について平成20年8月20日（水）に（財）全国建設研修センターから発表があり、合格者にはすでに通知がなされているところであります。

つきましては、各試験地における合格者数等は下記のとおりとなっております。

なお、（財）全国建設研修センターのホームページ（<http://www.jctc.jp/>）でも合格者受験番号が掲載されていますので併せてご連絡いたします。

下表のとおり、受験予定者数の合計47,666人（前年度50,294人）に対して、当日の出席率は85.1%（同84.0%）といずれも前年度を下まわっております。

ただし、合格者数は合計28,603人（同21,458人）で、合格率70.5%と前年度の50.8%を19.7%大きく上回っています。

福岡会場は、受験予定者数の7,185人（前年度7,474人）に対して、出席率85.7%（83.9%）で前年度を僅かに上回っています。合格者数は4,333人（同3,120人）で、合格率70.4%（同49.8%）と前年度を20.6%も大きく上まわっております。

平成20年度 1級土木施工管理技術検定・学科試験結果表

平成20年7月6日実施
平成20年8月20日発表

試験実施状況：（平成20年7月6日実施 全国13地区31会場）

試験地	受験予定者数	出席者数	出席率 (%)	合格者数	合格率 (%)
札幌	2,207	1,916	86.8	1,335	69.7
釧路	630	554	87.9	368	66.4
青森	954	806	84.5	574	71.2
仙台	3,457	2,890	83.6	2,102	72.7
東京	11,292	9,504	84.2	6,778	71.3
新潟	1,886	1,665	88.3	1,240	74.5
名古屋	5,457	4,643	85.1	3,379	72.8
大阪	7,636	6,411	84.0	4,337	67.6
岡山	1,658	1,446	87.2	977	67.6
広島	2,066	1,803	87.3	1,342	74.4
高松	1,996	1,730	86.7	1,286	74.3
福岡	7,185	6,159	85.7	4,333	70.4
沖縄	1,242	1,029	82.9	552	53.6
計	47,666	40,556	85.1	28,603	70.5

人間の最大の魅力は、その人の成し遂げた仕事である

2. 平成20年度土木施工管理技術検定試験2級 「実力テスト」受験準備講習会のご案内

【CPDS認定講習会】

最近の建設工事は規模も構造も大型化、複雑化し、また監理技術者の専任制が強化されていることなどから、より多くの資格者を保有することが企業にとっても大切な事であります。

建設産業は厳しい状況にありますが、今こそ人材対策は重要な課題であり、優秀な人材の確保、育成に積極的に取り組む必要があります。

建設事業に携わる技術者はいついかなる厳しい時代がやってきても、技術を常に磨き自己研鑽・自己啓発に努め能力を十分蓄え自信をもち対応していただきたいと思っております。

それには「国家資格」を取得される事が大切であります。

去る、7月23日～7月25日と7月29日～7月31日までの2回にわたって、2級「学科」の受験準備講習会を終了いたしました。

受講生の皆様は真剣に取り組んでおられました。つきましては、2級土木施工管理技士の資格取得の合格率を更にアップするため、「実力テスト」を次のとおり計画いたしましたのでご参加いただきますようご案内申し上げます。

日 程	平成20年9月5日（金）～6日（土）2日間
時 間	9：00～17：00
場 所	宮崎県建設会館（宮崎市）
試 験 日	平成20年10月26日（日）（福岡市・鹿児島市）
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696

3. CPDS（継続学習）制度について!!

最近の急激な科学技術の進展について、土木工事の施工法は進歩し、環境や健康に対する国民の価値観も変わり、工事の施工上のルールも急激に進化しています。このように厳しい条件のもとであっても、適切な施工が求められるなど、公共事業に携わる国家資格者である『土木施工管理技士』の責任は重大であり、これに対応するため自己の能力の維持・向上の研鑽は不可欠であります。

技術者の技術力は、知識と経験によって支えられています。知識は、学校教育による学歴と各種資格の取得、さらに実社会に出てからの自己研鑽による学習等によって得られ、経験は実社会における工事の実務経験によって培われています。つまり、技術者の技術力は「学歴・資格」、「継続学習」、「実務経験」の3本柱によって支えられているのです。そこで、自己研鑽による学習を『CPDS（継続学習）』制度によって学習単位（ユニット）で評価し、自己啓発に努力する優秀な技術者の活用を社会にアピールするものです。

1. CPDS（継続学習）制度の目的は次のとおりです。

- ①努力する技術者の評価
- ②土木施工管理技士の技術レベルの維持管理
- ③施工管理学習の体系化

2. CPDS（継続学習制度）の目標メリットは次のとおりです。

- ①経営事項審査の技術力評価への加算
- ②工事専門分野毎への工事実務経験として換算
- ③技術検定の受検資格要件である実務経験年数の短縮

* 広島県・島根県・山口県・高知県・愛媛県・佐賀県・長崎県・宮崎県・広島市等が入札参加資格審査申請において「CPDS」を主観的事項（技術力評価）のなかに新たに加わった。

4. 2回目の『監理技術者の講習会』終わる

平成20年度第2回目の監理技術者講習会を、去る平成20年8月8日（金）に宮崎市学園木花台の「宮崎県職業能力開発協会」ホールで開催いたしました。

多数の方々が熱心に受講されました。

平成20年度 2回目の監理技術者講習（於：職業能力開発協会）



* お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL 0985-31-4696)

- 1) 監理技術者講習は、平成16年3月1日から建設業法の一部改正により、公共事業に専任で配置される監理技術者は「監理技術者資格者証」の交付を受けている方で、なおかつ国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講していなければならない。
(土木施工管理技士会が開催している「監理技術者講習」は国土交通大臣の登録を受けて実施するものです)
- 2) 法改正により、講習修了後に「修了試験」を実施するようになりました。
- 3) 今後は「監理技術者資格者証」と講習会の「講習修了証」の2枚が必要となり公共事業の現場に携帯しなければなりません。
- 4) 今回受講された方の講習修了証の有効期間は「5年間」となります。
- 5) C P D S（継続学習）の認定講習で、この講習に限って「12ユニット」であります。

次回の第3回講習会は平成20年11月26日（水）に開催いたします。

人間の最大の魅力は、その人の成し遂げた仕事である

建退共

1. 「建退共Q&A事例集」について

(退職金の請求関係)

Q11 退職金の請求ができるのはどのような場合ですか。

A 建退共制度の退職金は、加入労働者（被共済者）が建設業で働くなくなったとき、又は事業を始めたときなどに請求することができます。

(説明)

1 退職金の請求ができるのは

(1) 貼付された共済証紙の合計（掛金助成日数を含む。）が、24月（500日）以上あれば請求することができます。

また、被共済者が死亡したときの遺族請求の場合は、12月（250日）以上あれば請求することができます。

(2) 建退共制度の退職金は、加入労働者（被共済者）が建設業で働くなくなったとき、又は自分で事業を始めたときなど、下記の請求事由のいずれかに該当する場合に請求することができます。

《請求事由》

1. 独立して仕事をはじめた。

2. 無職になった。

3. 建設関係以外の事業主に雇われた。

4. 建設関係の事業所の社員や職員になった。（事業主になった場合も含む。）

5. けが又は病気のため仕事ができなくなった。

6. 満55歳以上になった。

7. 本人が死亡した。

2 退職金は、請求人（加入労働者又は遺族）に直接支払いますので、請求人が自分で請求することが原則となります。

請求人が、いま使っている共済手帳と退職金請求書を各都道府県の建退共支部に提出してください。退職金請求書には、必ず、いま使っている共済手帳及び請求人の住所が確認できる書類として住民票の原本を添えてください。

なお、支払には約1ヶ月かかります。

3 退職金の受取方法には、「口座振込方式」と「窓口受取方式」があります。「口座振込方式」は、請求書に金融機関の口座確認印が必要です。

4 請求した年又は4年内に退職金の支払いを受けたことがある場合には、税務署所定の「退職所得の受給に関する申告書」を添付してください。

同期間中に退職金の支払いを受けたことがない場合は、請求書の「退職申告書」欄に必要事項を記入し記名捺印してください。

★建退共全員加入で明るい職場（加入率のアップ）★

★お疲れさまに貼る1枚（手帳更新率のアップ）★

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数
6月末計	社 3,460	名 48,116
加入	11	163
脱退	10	291
7月末計	3,461	47,988

区分 月別	手帳更新 状況	退職金支給状況		掛金収納状況 (6月分)
前年度累計	冊 355,150	件 37,594	千円 21,004,125	千円 109,692,908
当月分	781	283	197,851	55,191
本年度分	3,222	954	769,240	132,258
累計	358,372	38,548	21,773,365	109,825,166

注：掛金収納額は20. 6月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（7月分）

1. 適用

(平成20年7月末現在)

設立事業所数	加入員数		
	男	女	計
386社	4,203人	698人	4,901人

2. 給付

裁定状況

(平成20年7月末現在)

	当月分		年度累計	
	件数	金額	件数	金額
第1種退職年金	14	6,349,900	22	15,863,400
第2種退職年金	32	7,002,200	68	17,437,800
選択一時金	25	15,538,400	40	26,951,700
脱退一時金	59	11,354,600	129	29,987,000
遺族一時金	2	743,200	4	1,147,200

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成20年7月末現在)

信託資産	16,786,461,338 円
合計	16,786,461,338 円

注：時価である

建 災 防

1. 第45回全国建設業労働災害防止大会について

第45回全国建設業労働災害防止大会が、来る10月9日（木）、10日（金）の両日、10年振りに福岡市の福岡国際センター等において開催されます。

最近の建設業界を取り巻く環境は、公共工事の減少及び入札制度の改定等により、大変厳しい状況が続いている。

企業においてはコスト縮減が優先される状況の中で、安全衛生管理活動への影響が懸念されるところです。

昨年は、全国並びに県内の建設業における労働災害による死亡者数は、大幅に減少致しましたが、今なお、多数の死亡事故が発生しており、人命尊重の観点から対応することが求められています。

この様に経営環境が厳しい時にこそ、安全の重要性を再確認し、安全衛生意識の高揚を図ることが重要であり、多くの関係者が一同に会し、今日の状況にふさわしい建設業の安全衛生について共に考えようとする、全国建設業労働災害防止大会は、特に重要な安全衛生活動であると考えられます。

今年度は、大会初日の総合部会において、お茶の水女子大学教授「藤原正彦」氏の記念講演のほか安全衛生表彰等が行われ、大会二日目は、労働安全衛生マネジメントシステム部会、土木建築施工部会、安全衛生教育部会・住宅部会、専門工事部会に分かれて開催され、旭化成 陸上部顧問の「宗 茂」氏ほかの特別講演及び研究発表が行われることになっており、多数、参加頂くようご案内いたします。

なお、参加される方で、参加券（7,500円）購入希望の方は、当支部へ申し込んでください。また、大会初日に行われる安全衛生表彰においては、当支部から次の会社及び職長さんが受賞されます。

受賞おめでとうございます

○ 功績賞（職長）

- | | | |
|---------|-----------|--------|
| 1 黒木 親幸 | 株式会社 武田建設 | (東諸分会) |
| 2 押川 明良 | 株式会社 宮本組 | (西都分会) |
| 3 濱田 壽和 | 日新興業 株式会社 | (延岡分会) |

○ 優良賞

- | | |
|-------------|---------|
| 1 富岡建設 株式会社 | (日南分会) |
| 2 真野建設 株式会社 | (高千穂分会) |

2. 局地的な大雨等による河川・下水道管内等作業における労働災害防止について

建設工事における労働災害の防止については、かねてからその徹底を求めてきたところですが、東京都において、下水道工事中に作業員6名が流される労働災害が発生しました。

本労働災害については、現在、調査中ですが、全国各地で局地的な大雨が発生しており、同種の労働災害の発生が懸念されるところです。

つきましては、貴事業場におかれましても、同種の労働災害の発生を防止するため、下記の対策を講じて頂くようお願いします。

記

- 1 上流域の降雨による河川、下水道管内等の水位の上昇による危険性について、あらかじめ発注者からの情報等をもとに把握しておくこと。
- 2 大雨注意報の発令等、上流域への降雨に関する情報を迅速に把握する体制を構築しておくこと。
- 3 緊急時の警報並びに避難の方法をあらかじめ定めておくこと。
- 4 大雨等により河川、下水道管内等の水位が急激に上昇するおそれのあるときは、河川、下水道管内等での作業を行わないこと。
- 5 作業中において、大雨等により河川、下水道管内等の水位が急激に上昇するおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、労働者を安全な場所に退避させること。
- 6 河川、下水道管内等で作業を行う労働者に対して、大雨により急激に水位が上昇する場合があること及びその場合の避難方法について、あらかじめ周知しておくこと。

火薬協会

1. 火薬類消費場所巡回指導員の委嘱について

宮崎県火薬保安協会においては、地区（市）建設業協会長から推薦のあった下記の16名の方を火薬類消費場所巡回指導員として委嘱いたしました。委嘱の期間は、平成20年9月1日から2年間です。

巡回指導員の皆さんには、担当地域内の火薬類消費場所を巡回し、火薬類の事故防止に関する指導を行っていただくことになります。会員の皆様方のご理解とご協力をお願い致します。

退任されます、川名日出男（宮崎地区）、内田 仁（串間市）、清水 勝（都城地区）、園田聖二（日向地区）、佐藤文則（高千穂地区）の各氏には長期間の巡回指導員としての活動により火薬類事故防止にご尽力いただきました。大変ご苦労様でした。衷心より感謝申しあげます。

火薬類消費場所巡回指導員

委嘱期間 平成20年9月1日から平成22年8月31日まで

氏名	所属会社	地区(市)	担当地区	備考
戸高 芳美	第一建設(株)	宮崎地区建設業協会	宮崎市、清武町	新任
三輪 幸憲	(株)長友組	東諸地区建設業協会	綾町、国富町、高岡町	再任
太田 幸弘	富岡建設(株)	日南地区建設業協会	日南市、南郷町、北郷町	再任
山口 勝也	(有)江藤組	串間市建設業協会	串間市	新任
井川 敏郎	(株)渕脇組	都城地区建設業協会	都城市、三股町	新任
河野 与一	(有)河野産業	小林地区建設業協会	小林市、えびの市、野尻町、高原町	再任
白井 久雄	南邦興業(株)	高鍋地区建設業協会	高鍋町、都農町、川南町、木城町、新富町	再任
池田 博	(株)伊達組	西都地区建設業協会	西都市	再任
大坪 三男	(有)浜砂建設	西都地区建設業協会	西米良村、椎葉村の一部	再任
宮河 一雄	大瀬建設産業(株)	延岡地区建設業協会	延岡市	再任
安田 初美	旭建設(株)	日向地区建設業協会	日向市、南郷区	新任
清水 重信	(有)清水組	日向地区建設業協会	西郷区、北郷区、門川町	再任
菊池 隆一	(株)太伯建設	日向地区建設業協会	諸塙村	再任
岡村 順一	(株)岡村建設	日向地区建設業協会	椎葉村	再任
竹尾 楠秀	中央建設(株)	高千穂地区建設業協会	高千穂町、五ヶ瀬町	新任
永迫 亮一	(株)永迫建設興業	高千穂地区建設業協会	日之影町	再任

無災害 知識と技術と 正しい管理

2. 火薬類関連事業者に対する台風期における防災態勢強化について

台風期等における防災態勢の強化について、経済産業省原子力安全・保安院長から火薬関連事業者に対して次のとおり依頼がありました。火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費の各取扱いについて適切な対応をお願い致します。

記

- ① 豪雨などに起因した土堤等事業所の施設の破損については、可能な限り速やかに復旧し、保安機能の維持に努めること。
- ② 落雷に備え、避雷針の機能が維持されていることを確認すること。確認の結果、機能の低下若しくは喪失している場合には、可能な限り速やかに復旧し、保安機能の維持に努めること。
- ③ 高温や多湿により、火薬の安定性が損なわれることがないよう、保管されている火薬類の「製造時期」「性状」などの状況をよく把握すること。
- ④ 万一、事業所等が被災した場合には、被害の拡大を最小にするよう努めるとともに、速やかに所管の官署に連絡を行うこと。

3. 今年の講習会の日程

あなたの保安手帳は失効していませんか。受講記録欄で確認してください。受講の必要な方は、当協会への受講申込みを急いで行ってください。今年後半の講習日程は次のとおりです。

(1) 責任者・従事者保安講習会

月 日	曜	開催地	講 習 会 場	講 習 時 間
9月11日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	13:00~17:00
9月17日	水	日向市	日向地区建設業協会	13:00~17:00
9月30日	火	高千穂町	高千穂地区建設業協会	13:00~17:00
10月15日	水	高鍋町	高鍋地区建設業協会	13:00~17:00
12月11日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	13:00~17:00

(2) 再教育講習会

月 日	曜	開催地	講 習 会 場	講 習 時 間
9月11日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	10:00~17:00
12月11日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	10:00~17:00

保安教育 学んでなくそう 火薬事故

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（7月分）

西日本建設業保証㈱
宮 崎 支 店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成20年度	458	26.2%	16,682	70.7%	1,157	0.8%	45,404	19.2%
平成19年度	363	▲31.9%	9,770	▲34.0%	1,148	▲21.5%	38,082	▲25.5%
平成18年度	533	▲8.9%	14,812	8.8%	1,463	8.6%	51,108	16.7%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

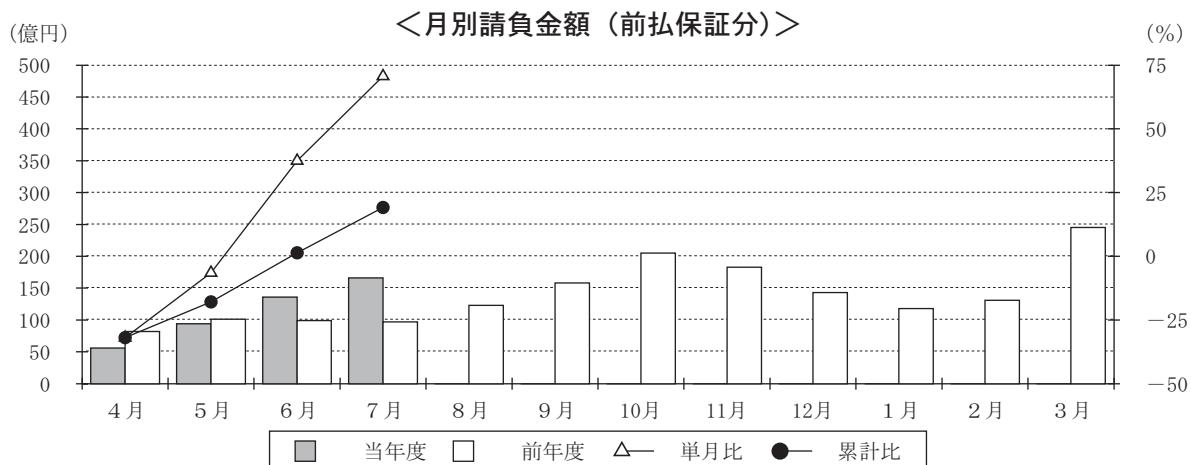
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	59	3,934	159.3%	23.6%	151	11,005	78.1%	24.2%
独立行政法人等	6	289	▲14.5%	1.7%	31	8,935	36.5%	19.7%
県	130	3,182	6.6%	19.1%	332	8,548	▲14.0%	18.8%
市町村	256	9,106	91.5%	54.6%	628	15,781	6.3%	34.8%
その他の	7	169	▲3.5%	1.0%	15	1,132	98.3%	2.5%
計	458	16,682	70.7%	100.0%	1,157	45,404	19.2%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	112	3,574	16.6%	21.4%	280	11,108	37.8%	24.5%
高 岡	13	305	80.2%	1.8%	60	1,503	41.0%	3.3%
西 都	24	302	134.3%	1.8%	44	564	▲40.5%	1.2%
高 鍋	23	731	48.5%	4.4%	64	2,474	▲26.8%	5.4%
日 南	40	2,057	677.0%	12.3%	96	4,215	323.9%	9.3%
串 間	15	177	118.4%	1.1%	36	435	▲43.9%	1.0%
都 城	61	1,338	▲21.3%	8.0%	156	3,929	▲48.6%	8.6%
小 林	35	823	11.5%	4.9%	89	2,014	▲13.5%	4.4%
日 向	72	1,308	8.2%	7.9%	155	8,421	15.8%	18.6%
延 岡	45	5,616	272.2%	33.7%	118	9,063	95.4%	20.0%
西 臼 斧	18	445	9.0%	2.7%	59	1,674	73.2%	3.7%
計	458	16,682	70.7%	100.0%	1,157	45,404	19.2%	100.0%



試験・研修等のご案内

1. 平成20年度建設業経理検定試験のご案内

当振興基金では、従来より建設業会計の知識習得を目的とした建設業経理検定試験を実施しています。平成18年4月に法令が改正されたことにより、建設業法施行規則第18条の3に規定する国土交通大臣の登録経理試験制度が創設され、当基金が行う1級及び2級の検定試験は「建設業経理士検定試験」として年2回実施しています。3級及び4級の検定試験は、当基金独自の資格試験として、従来通り「建設業経理事務士検定試験」として年1回実施しています。

なお、平成20年4月より実施されている新しい経営事項審査における「公認会計士等数」については、従来通り1級及び2級建設業経理士（1級及び2級建設業経理事務士含む）が評価されています。また、上記の評価に加え、1級建設業経理士（1級経理事務士含む）については新たに設定された「監査の受審状況」において、社内の経理実務責任者として自主監査する場合に評価の対象とされることになりました。建設業界において大変意義深い資格試験でございますので、是非この機会にお申し込みいただきますようお願いいたします。

1. 試験日程

下期試験：第5回建設業経理士検定試験（1級・2級）

第28回建設業経理事務士検定試験（3級・4級）

受験申込受付期間 平成20年11月10日（月）～11月30日（日）〔消印有効〕

※申込書の配布期間：平成20年10月27日（月）～11月28日（金）

試験日 平成21年3月8日（日）

合格発表日 平成21年5月11日（月）

2. 受験資格

どなたでも、希望の級を受験することができます。

3. 試験の内容及び程度

各試験級の内容と程度は下表のとおりです。なお、1級は原価計算、財務諸表、財務分析の3科目から成る科目合格制をとっており、有効期限内に3科目全てに合格すると1級資格者となります。

級別	内 容	程 度
1級	建設業原価計算、財務諸表論及び財務分析	上級の建設業簿記、建設業原価計算及び会計学を修得し、会社法その他会計に関する法規を理解しており、建設業の財務諸表の作成及びそれに基づく経営分析が行えること。
2級	建設業の簿記・原価計算及び会社会計	実践的な建設業簿記、基礎的な建設業原価計算を修得し、決算等に関する実務を行えること。
3級	建設業の簿記・原価計算	基礎的な建設業簿記の原理及び記帳並びに初步的な建設業原価計算を理解しており、決算等に関する初步的な実務を行えること。
4級	簿記のしくみ	初步的な建設業簿記を理解していること。

4. 試験日の時間割・試験時間等

試験日の時間割・試験時間・出題数は本年度より下表の通りになりました。

【下期】

時 間 割	1 時限目	2 時限目	3 時限目
試験級 (試験時間・出題数)	1 級財務諸表 (9:30~11:00・5題)	1 級財務分析 (12:00~13:30・5題)	1 級原価計算 (14:10~16:10・5題)
	4 級 (9:30~11:00・4題)	3 級 (12:00~14:00・5題)	2 級 (14:40~16:40・5題)

5. 複数受験

1級は、1科目受験のほか、2科目または3科目の受験が可能です。また、「2級と3級」、「3級と4級」の組み合わせによる受験も可能ですが、これ以外の組み合わせによる複数受験（例えば1級各科目と2級の組み合わせ）はできません。

なお、複数の級・科目をお申し込みされる場合でも、申込書は1枚でお申し込みできます。

6. 試験地

全国主要都市で実施します。

7. 受験料（消費税込）

1級（1科目）	7,200円	1級（2科目）	10,300円
1級（3科目）	13,300円	2級	6,100円
3級	5,100円	4級	4,100円
2級・3級	11,200円	3級・4級	9,200円

※上記受験料のほか、「受験申込書」を入手されて申し込みされる場合は、申込書代として300円（消費税込）が必要となります。また、インターネットで申し込みされる場合は、申込書代は不要ですが、決済手数料として300円（消費税込）が必要です。

8. 申込方法

検定試験の申し込みは、以下の2つの方法があります。

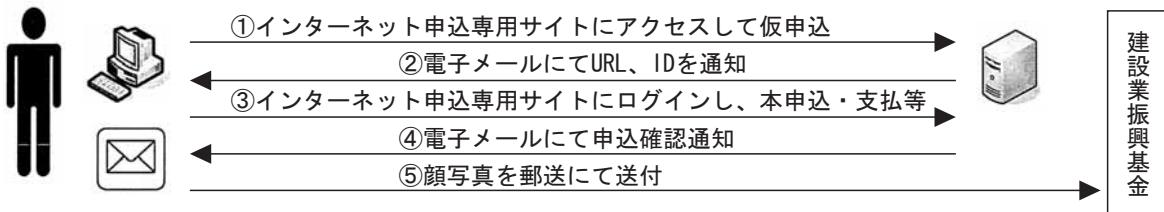
Ⓐ インターネットによる申し込み

- ・E-mailアドレスが必要となります。
- ・支払方法は、クレジットカード決済またはコンビニ決済のいずれかです。
- ・写真のみ普通郵便等で郵送（平成18年度以降の試験申込者は写真送付が免除される場合がございます）

Ⓑ 「受験申込書」郵送による申し込み

- ・申込書の入手が必要です
- ・支払方法は郵便局での払い込みとなります
- ・受験申込書・写真・郵便振替払込証明書を「配達記録」郵便にて郵送
(※平成18年度以降の試験申込者は写真送付が免除される場合がございます)

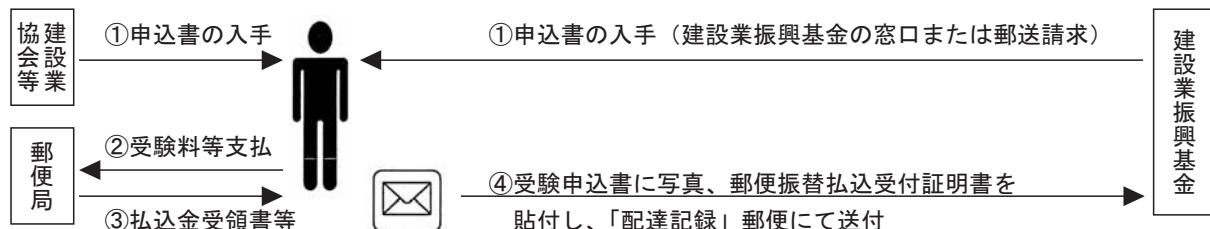
Ⓐ インターネットによる申し込みの流れ



●申込期間〔下期試験：11月10日～11月30日〕

詳細は右記へ→<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/>
又は→宮崎県建設業協会HPへ

Ⓑ 「受験申込書」郵送による申し込みの流れ



申込書を下記要領で入手いただき、申込期間内に必要事項をご記入の上、振興基金宛てに「配達記録郵便」にてご郵送ください。なお、受験料のお支払いは申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局でのお支払いとなります。

●申込期間〔下期試験：11月11日～11月30日〕

(1) 窓口での入手

振興基金や宮崎県建設業協会、各地区（市）建設業協会の窓口（カウンター等）で下記の期間（土日・祝日・振替休日をのぞく）、配布しております。

配布箇所によっては、申込期限前に無くなってしまう場合もございますので、お早めにお求めください。

●配布期間〔下期試験：10月27日～11月28日〕

●申込書代金（300円）は受験料と共に払い込みいただきますので、申込書入手時には不要です。

(2) 郵送請求

上記窓口での入手が困難な方は、①受験申込書送付依頼書（次ページ）に必要事項をご記入の上、②送料分の切手と共に、振興基金宛てにお送りいただければ、当方より申込書をお送りいたします。

●取扱期間〔下期試験：10月27日～11月18日（いずれも基金到着分迄）〕

●申込書代金（300円）は当方からお送りする申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局で受験料と共に払い込みいただきますので、申込書の郵送請求時には不要です。

【①及び②の送付先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

（財）建設業振興基金

建設業経理検定試験センター試験係

（下期試験：11月18日 当振興基金到着分迄）

※郵送請求の場合、申込書が届くのに1週間程度かかりますので、お早めにご請求ください。

申込書請求部数	送料（切手）
1部	140円分
2部	240円分
3～6部	390円分
7～10部	580円分
11部以上	宅配便の送料 着払いでの送付

9. 写真送付の免除

平成18年度以降の建設業経理検定試験に申し込みされた方は、写真の送付を免除いたします。この措置をお受けになりたい方は、申込の際に平成18年度以降の「整理番号」が必要となります。「整理番号」は受験票または合否通知に記載しています。

10. 1級科目合格の有効期限 1級科目合格に5年の有効期限

平成17年度までの建設業経理事務士 1級科目合格者	平成18年4月30日を基準日とし、それ以後5年の間に行われる試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建設業経理士となり、合格証明書が交付されます。
平成18年度以降の建設業経理士 1級科目合格者	科目合格通知書の交付日を基準日として、それ以後5年の間に行われる試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建設業経理士となり、合格証明書が交付されます。

11. 本検定試験に関する問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

(財)建設業振興基金 建設業経理検定試験センター TEL 03-5473-4581

※以下のサイトで、検定試験、特別研修のご案内をしております。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/> 又は宮崎県建設業協会HPへ

12. 参考図書に関する問い合わせ・注文先

振興基金では下記の参考書等を発行しています。

・建設業会計概説（1級：財務諸表・財務分析・原価計算、2級、3級）

・初步の建設業会計（4級）

ご注文はこちらまで。→（株）建設産業振興センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-10

TEL 03-5408-1881 FAX 03-5408-1882

----- <切り取り線> -----

この依頼書と送料分の切手を期日までにお送り下さい。

下期試験：11月18日までに当基金必着

—受験申込書送付依頼書—

受験申込書 送付先住所	〒 _____		
※勤務先に送付する場合は、会社名やビル名を必ず記入してください。			
お名前	様		
カナ氏名			
電話番号 (日中ご連絡先)	— —		
申込書請求部数	部	送料(切手)	円分

太枠内を宛先として申込書をお送りします。

内容に不明な点があった場合に、お問い合わせ可能な電話番号をご記入ください。

申込書の請求部数及び送料(切手)をご記入ください。申込書代金は後払い(受験料と共に払い込み)のため不要です。

2. 建設工事に伴う交通労働災害等事故防止並びに建設副産物対策講習会開催について

～C P D S（施工管理技士会）認定講習会～

主催：五団体合同安全公害対策九州支部
後援：(社)宮崎県建設業協会

建設工事に伴う交通事故防止対策並びに建設副産物対策につきましては、平素より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設工事に伴う交通事故等に関しては、会員各位のご努力にもかかわらず例年、一定の水準で発生しており、依然として厳しい情勢下にあります。

また、建設副産物に関しては、地球温暖化の問題をはじめ、廃棄物処理法の数次の改正、建設リサイクル法の施行など環境法制の整備は急で、環境保全の観点から、適切な建設副産物対策の推進が求められております。これら諸情勢に鑑み、下記のとおり講習会を開催することにしました。

つきましては、業務ご多忙中のところですが、貴店社はもとより、貴店社の安全衛生協議会加盟会社等、広く協力会社にも呼び掛けられ一人でも多く参加していただきますようお願い申し上げます。なお、準備の都合がありますので、貴社の受講希望者を、別紙2「建設工事に伴う交通労働災害等事故防止並びに建設副産物対策講習会受講申込書」により、FAXで9月12日（金）までに申込み（会場の都合により150名で締め切らせて頂きます）下さるようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成20年9月25日（木） 13：30～16：55
 2. 場 所 宮崎建友会館（2階大会議室）
宮崎市別府町2-12 ※別紙3「案内図」参照
 3. 講習会次第 「建設工事に伴う交通労働災害等事故防止並びに建設副産物対策講習会次第」参照
 4. 受 講 者 会員会社の安全担当者（将来の安全担当候補者等を含む）は、
もとより貴店社の協力会社の現場所長等
 5. 受 講 料 1人3,000円 受講番号を交付致しますので、受講料は締切日迄に前納願います。
※当日欠席された方には資料送付をもって代えさせて頂きます。
 6. 受講証明書の発行 この講習会はC P D S（施工管理技士会）認定講習会《登録番号31433》です。今回のユニット数は3ユニットとなっております。受講証明書の必要な方は、別添2「建設工事に伴う交通労働災害等事故防止並びに建設副産物対策講習会受講申込書」要・不要欄の要に○印を付し、当日、受講者本人の受領印をご持参下さい。
 7. 申込方法 申込書参照
 8. お 問 合 せ 五団体合同安全公害対策九州支部
TEL：092-451-7569 FAX：092-481-0941
- ※ 詳細は、県協会HPをご覧ください。

(財)建設業福祉共済団からのお知らせ

建設共済加入促進月間 開催間近!!

「安心、ひろがる。」

平成20年度から建設共済制度が新しくなりました！

建設共済制度は、平成20年4月1日より従来の契約を被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償契約」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償契約」に分離されました。従来からの本制度の基本的理念である労働者の福祉の向上と労働災害に起因する不測の事態への備えの機能がより明確化された新たな建設共済（法定外労災補償）制度の一層の普及を図る為、10月1日から11月30日までの2ヶ月間、建設共済加入促進月間を実施します。

今年度も各都道府県建設業協会と連携の上、建設共済制度の加入促進を図るとともに、すでに建設共済制度に加入している契約者に対して、主契約である年間完成工事高契約の補償額の引き上げ、年間完成工事高契約で補償の対象とならない役員、事務職員、製造業や林業などで働く労働者を補償する関連事業契約への加入を推奨します。

加入促進月間中は、各都道府県建設業協会、支部・地区協会のご協力を得ながら、ポスターの掲示、新聞・会報への広告掲載によるPR活動、説明会の開催を行います。

《建設共済 年間完成工事高契約の概要》

主契約である年間完成工事高契約は、契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）に就労する労働者の業務災害または通勤災害を補償する契約です。

本契約は経営事項審査において加点評価されます。

現在、全国で約2万8千社の事業所が加入しています。まだ、建設共済に加入していない事業所の皆さまは、この機会に是非ご検討ください。

《年間完成工事高契約の特長》

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 事業主（契約者）への速やかな支払い。
- 経営事項審査において加点。



キャッチフレーズは「安心、ひろがる。」
建設共済制度が新しくなり、より安心が大きくなつたことをアピールすることにより事業主に「建設共済」への加入を促していきます。

資料請求や掛金試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(社) 宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

(財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

平成20年4月から 建設共済が変わりました!

新規は4月1日契約開始日から
既契約は4月以降の契約更新日から

1. **被災者補償契約**と**諸費用補償契約**に分離し、
同額の共済金区分で同時加入
2. 共済金区分は従来の1/2
(両契約とも最高2,000万円から500万円の4区分)
3. 両契約の合計掛金額は従来と同額
4. 共済金支払い

(1) 被災者補償契約

- ①被災者が自社雇用労働者の場合、共済団は契約金額の全額を契約者へ支払います。
契約者は受領した共済金の全額を被災者等へ支払っていただきます。
- ②被災者が下請雇用労働者の場合、共済団は契約者と被災者等の合意額を契約共済金の範囲内で契約者へ支払います。
契約者は受領した共済金の合意額を被災者等へ支払っていただきます。
- 被災者等の受領書等支払いを証する書類の提出が必要です。

(2) 諸費用補償契約

契約金額の全額*を支払います。

*「被災者補償契約」の共済金を被災者等に全く支払わない場合は、「諸費用補償契約」の共済金は支払いません。既に「諸費用補償契約」の共済金を受領している場合は、全額返還していただきます。

法定外労災補償制度
建設共済

財団 法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。